資料１

報告第１号

中間市地域公共交通会議財務要領の改正について

中間市地域公共交通会議設置要綱第９条の規定に基づき、中間市地域公共交通会議財務要領を別紙のとおり定めたので報告する。

令和７年６月９日提出

中間市地域公共交通会議
会長　田代　謙介

○中間市地域公共交通会議財務要領

（趣旨）

第１条　この要領は、中間市地域公共交通会議設置要綱（平成26年中間市告示第65号。第９条第２項において「要綱」という。）第９条の規定に基づき、中間市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第２条　交通会議の予算は、中間市（以下「市」という。）からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

２　交通会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わるものとする。

３　交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。ただし、交通会議を開催できない場合は、専決することができる。

４　前項ただし書の規定により予算を専決した場合は、会長は、当該予算について直近の交通会議に報告し、承認を得なければならない。

５　会長は、前２項の規定により、予算について交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに中間市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第３条　会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要性が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議の承認を得なければならない。ただし、交通会議を開催できない場合は、専決することができる。

２　前項の規定により調製した補正予算については、前条第４項及び第５項の規定を準用する。

（予算区分）

第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第５条　歳出予算の流用及び予備費の充用は、中間市予算事務規則（令和３年中間市規則第17号）の例によるものとする。

２　会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第６条　交通会議の出納は、会長が命じる。

２　交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第７条　会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命じることができる。

２　交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第８条　交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、中間市会計規則（令和６年中間市規則第21号）の例によるものとする。

２　交通会議出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（決算等）

第９条　会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

２　会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第８条第２項の出納監査を受け、その結果を添えなければならない。

３　会長は、第１項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに中間市長に送付しなければならない。

（委任）

第10条　この要領に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、改正後の中間市地域公共交通会議財務要領の規定は、令和６年４月１日から適用する。

別表第１（第４条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　負担金	１　負担金	１　負担金
２　補助金	１　補助金	１　補助金
３　繰越金	１　繰越金	１　繰越金
４　諸収入	１　諸収入	１　諸収入

別表第２（第４条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　運営費	１　会議費	１　会議費
	２　事務費	１　事務費
２　事業費	１　事業費	１　事業費
３　予備費	１　予備費	１予備費

中間市地域公共交通会議財務要領新旧対照表

改正後	改正前
（収入及び支出の手続） 第８条　交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、中間市会計規則（令和６年中間市規則第21号）の例によるものとする。	（収入及び支出の手続） 第１条　交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、中間市財務規則（平成13年中間市規則第20号）の例によるものとする。

報告第２号

中間市運賃協議会設置要領の制定について

道路運送法第９条第４項の規定に基づき、中間市運賃協議会設置要領を別紙のとおり定めたので報告する。

令和７年６月９日提出

中間市地域公共交通会議
会長　田代　謙介

中間市運賃協議会設置要領

（設置）

第１条　中間市運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条第４項の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため設置する。

（協議事項）

第２条　運賃協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）　コミュニティバスの路線又は営業区域にかかる運賃等に関する事項

（２）　その他協議会が必要と認める事項

（委員）

第３条　運賃協議会の委員は、次に掲げる者とする。

（１）　中間市建設産業部長又はその指名する者

（２）　一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体において選出された者

（３）　福岡運輸支局長又はその指名する者

（４）　市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

（会長）

第４条　運賃協議会の会長は、第３条第１項第１号に掲げる委員をもって充てる。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関して必要な事項は、運賃協議会に諮り定める。

附　則

この要領は、令和７年６月１日から施行する。

参考様式：中間市運賃協議会から国土交通省へ提出

道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和　　年　　月　　日に開催した中間市運賃協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

２．運賃を適用する路線又は営業区域

３．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和　　年　　月　　日

中間市運賃協議会